

令和7年3月7日

事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の27第2項の規定に基づき、事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社千葉銀行が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1) 変更事項

営業所又は事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
成東支店	千葉県山武市津辺 289 番地の 5	千葉県山武市殿台 308 番地 1	2025 年 3 月 17 日
秋葉原支店 京橋法人営業所 出張所	—	東京都中央区京橋 2 丁目 11 番 6 号（京橋彌生ビル5階）	2025 年 3 月 6 日

(2) 変更の理由

営業所移転・営業所新設のため